

玉島保育所における合同保育（平成28年1月～3月）の実施について

1 実施基準

| 合同保育 | | |
|---|---|--|
| 1月 | 2月 | 3月 |
| 公立 | | |
| 移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人 | 移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス（0・1・2歳）2人 幼児クラス（3・4歳）2人 | 移管先法人から 所長（主任）クラス 1人 乳児クラス 2人、看護師 1人 幼児クラス 2人、用務員（5日） |
| ← 週3日 | ← 週4日 | ← 週6日 → |

【参考】

- 1月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 2月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週4日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 3月 所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人、看護師1人の計6人が、週6日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
なお、用務員（調理員）については、給食機器の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に、5日間の引き継ぎを行う。

【合同保育の実施時間等】

- ①午前9時から午後5時の7.25時間
- ②土曜日は、3.5時間（3月のみ）
- ③派遣される保育士は、固定ではなく、何人かでローテーションできるところとする。（保育士の退職等に対応するため）

2 移管先法人（親和会）からの提案の内容

1月（週3日）

| | |
|---------------|----|
| 所長（主任）クラス | 1人 |
| 乳児クラス（0・1・2歳） | 2人 |
| 幼児クラス（3・4歳） | 2人 |

| | |
|---------------|----|
| 2月（週4日） | |
| 所長（主任）クラス | 1人 |
| 乳児クラス（0・1・2歳） | 2人 |
| 幼児クラス（3・4歳） | 2人 |

| | |
|---------------|-----|
| 3月（週6日） | |
| 所長（主任）クラス | 1人 |
| 乳児クラス（0・1・2歳） | 2人 |
| 幼児クラス（3・4歳） | 2人 |
| 看護師1人 | 1人 |
| 調理員 | 5日間 |

3 合同保育の実施について

(1) 実施手法

基本は、実施基準とおりの合同保育を実施する。

【充実内容】

- ①実施基準にはないが、栄養士についても、合同保育期間中に、献立内容やアレルギー対応の実態について、保育幼稚園課の栄養士等から引き継ぐ期間を設け、適切な対応に努めることとする。
- ②看護師の派遣について、できるだけ早期（1月又は2月）に派遣できるように、1月又は2月の派遣日数等の実施体制を検討し、できる限り対応できるように努めることとする。

(2) 派遣保育士

原則、移管先法人から派遣された保育士について、各歳児の担任として配置する。

また、保育士の退職等に対応するため、派遣する保育士は、何人かのローテーションにより、合同保育による適切な引継を行うこととする。

(3) 個人懇談の実施

3月の合同保育期間中に、個人懇談の実施の希望があれば、当該保育所と調整の上、実施することとする。

(4) その他

保育士等の体調不良などにより、急遽、派遣できないことがある。

ただし、事前に把握できる場合は、できる限り、代替りの保育士等を派遣することとする。